

「経営者保証に関するガイドライン」に係る方針

J A秋田ふるさは、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための体制を整備いたしました。

当J Aは、今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

[全国銀行協会（全国銀行協会のサイトへリンクします）](#)

[日本商工会議所（日本商工会議所のサイトへリンクします）](#)

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人個人の一体性の解消が図られている農業者等から資金調達の要請を受けた場合は、経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客様の意向も踏まえた上で、検討いたします。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合は、保証契約の必要性や、経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があることを、丁寧かつ具体的な説明をまいります。
- (2) 保証金額の設定については、農業者等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定いたします。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 主たる債務者及び保証人から既存の保証契約の解除等の申入れがあった場合は、改めて、経営者保証の必要性や適切な保証金額等について、真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果を主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除について適切に判断いたします。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合は、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力や保証債務の従前の履行状況、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性を総合的に勘案して決定いたします。